**座間市幼稚園型一時預かり事業について**

**１．対象児童**

満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に保育を受ける者。なお、座間市の補助対象となるのは、軍属の家族を除き座間市に住民票を有する幼児のみです。幼稚園型Ⅱ（保育を必要とする２歳児以下の定期的な受入れ）を実施する場合は、申請前に座間市保育・幼稚園課までご連絡ください。県知事に届け出る必要があります。

**２．職員の配置要件**

①児童福祉法施行規則36条の35第２号ロ及びハの規定に基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭免許状所有者を１／２以上とすること。

また、上記は２人以上とすること。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者１人で処遇ができる幼児数の範囲内において、１人とすることができる。

　②保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからオまでに掲げる者で市町村が適切と認める者とすること。なお、イからオまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的に実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者※

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や

幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

　　オ　幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有していた者（教育職員免許法第１０条第１項又は第１１条第４項の規定により免許状が失効した者を除く）

* 子育て支援員の研修になりますが、座間市では今年度の実施予定はありません。

県や他市町村の研修を修了した者は該当になります。

**３.補助額**

**≪幼稚園型Ⅰ≫**

◆在園児

①基本分単価

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年間延べ利用者数 | 平日 | 長期休業中の平日 | 休日（土日祝日） |
| 2,001人以上 | 400円 | ８時間未満　　　　４００円８時間以上　　　　８００円 | 　　８００円 |
| 2,000人以下 | （1,600,000円÷年間延べ利用者数）－400円＊10円未満切捨て |

②長時間加算（延べ利用者数に係らず同一）

|  |  |
| --- | --- |
| 条件 | 超えた時間と加算額 |
| 長期休業日（平日）の利用で４時間を超えたとき | ・２時間未満　　　　　　　　１００円・２時間以上３時間未満　　　２００円　・３時間以上　　　　　　　　３００円 |
| 休日の利用で８時間を超えたとき | ・２時間未満　　　　　　　　１５０円・２時間以上３時間未満　　　３００円　・３時間以上　　　　　　　　４５０円 |
| 平日、一時預かりのみの利用で４時間を超えたとき |
| 平日、教育時間と合計して８時間を超えたとき |
| 長期休業日（平日）の利用で８時間を超えたとき |

③保育体制充実加算

【加算適用条件と年額】

・アまたはイの要件を満たした上で、ウ及びエの要件を満たす施設・・2,892,400円

・アまたはイの要件を満たした上で、ウ及びオの要件を満たす施設・・1,446,200円

ア：平日及び長期休業の双方において、原則１１時間以上（平日については教育時間含

む）の預かりを実施していること。

イ：平日及び長期休業中の双方において、原則９時間以上（平日については教育時間含

　　む）の預かりを実施するとともに、休日において４０日以上の預かりを実施してい

ること。

ウ：年間延べ利用児童数が200１人以上の施設であること。

エ：配置基準に基づいて配置する教育・保育従事者が、すべて保育士または幼稚園教諭

普通免許状保有者であり、教育・保育従事者の数が２名を下らないこと。

オ：教育・保育従事者の概ね２分の１以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数が２名を下らないこと。

※施設所在市区町村にご申請ください。施設所在市区町村が一時預かり事業の補助を行っていない場合は事前にご連絡ください。

④就労支援型施設加算（事務経費）　１か所あたり年額　１，３８３，２００円

【加算適用条件】次の要件をすべて満たす施設

ア：平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。

イ：特定地域型保育事業の連携施設であること

ウ：本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

※ただし、上記「ウ」に係る配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする

※施設所在市区町村にご申請ください。施設所在市区町村が一時預かり事業の補助を行っていない場合はご連絡ください。

◆非在園児

①基本分単価（児童１人あたり日額）　８００円

②長時間加算（8時間を超えた利用）

・２時間未満　　　　　　　　１５０円

・２時間以上３時間未満　　　３００円

・３時間以上　　　　　　　　４５０円

◆特別な支援を要する児童　　児童１人あたり日額　４，０００円

【適用条件】以下のいずれかの要件を満たすと市町村（施設所在市町村）が認める児童

ア：教育時間内において特別な支援を要するとして、すでに多様な事業者の参入促進・能力活用事業や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童。

イ：特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童、その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童。

　　　※申請する際に、「特別な支援を要する児童の調査票」に必要事項を記入の上、障害の事実が把握可能な添付資料と併せてご提出ください。

**≪幼稚園型Ⅱ≫**

　別添の子ども・子育て支援交付金交付要綱（国）を参照。

**４．ご留意いただきたいこと**

幼稚園型一時預かり事業は、各市が行うものになります。

他市在住の園児が居る場合、その市が事業を実施するかどうかの確認が必要となり、各市に補助金の申請や、実績報告が必要になります。

座間市で補助対象となるのは、軍属を除き座間市に住民票を有する者のみになります。また、私学助成との併用はできません。

また、利用者が園に支払う一時預かりの利用料（保育料）については、座間市は各園に委ねておりますが、市によっては市が定めることもありますので、同じ時間を利用しても、保護者の支払う額に差異が発生することがあります。

**５．最後に**

・実績報告時には利用者名簿等は求めませんが、監査等を実施する場合、個別の利用実績をお示しいただくことがあります。

・申請に係る書類は５年保存をお願いいたします。

****